

16工ネ財計第213号
制定 平成17年3月17日
17工ネ財計第87号
一部改正 平成17年7月28日

平成17年度定置用燃料電池大規模実証事業応募要領

(目的)

1. この応募要領は、財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）の定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程（以下「交付規程」という。）に基づく、平成17年度定置用燃料電池大規模実証事業費の円滑な運営を図るため、募集、応募方法及びその他の手続を定めたものである。

(用語)

2. この応募要領で使用する用語は、特に定めない限り交付規程において使用する用語の例による。

(助成対象事業)

3. 1kW級定置用燃料電池システムを大規模に設置し、一般家庭等の運転データ等の実測データを2年間取得する事業とする。

(助成事業の募集期間)

4. 平成17年度の募集期間は、次のとおりとする。

(1) 第1期募集

募集期間：平成17年3月18日から平成17年4月15日まで

(2) 第2期募集

募集期間：平成17年8月15日から平成17年9月15日まで

(助成事業実施期間及び事業終了日)

5. 平成17年度助成事業実施期間は、次のとおりとする。

(1) 第1期募集に係る事業実施期間

事業開始日：第1期助成金交付決定日

事業終了日：平成17年9月30日

(2) 第2期募集に係る事業実施期間

事業開始日：第2期助成金交付決定日

事業終了日：平成18年2月28日

(助成対象システム)

- 6 . 助成の対象となるシステムは、次の要件を満たすものとする。
- (1) 住宅等への設置に適したシステムで定格出力が1 kW級であるもの。
 - (2) 未使用品であること。(中古品は対象外。)
 - (3) 助成事業実施期間中に次の(4)の要件に適合するシステムを30台以上申請者に提供できるメーカーのシステムであるもの。
 - (4) 自己認証において、次の要件に適合するもの。ただし、燃料種がLPGの場合は2%の効率低下を容認する。
 - (a) 定格運転時の発電効率が30%以上(HHV)であること
 - (b) 定格運転時の総合効率が65%以上(HHV)であること
 - (c) 50%負荷運転時発電効率が27%以上(HHV)であること
 - (d) 50%負荷運転時総合効率が54%以上(HHV)であること
 - (e) システムの耐久性が2年以上であること。

(申請者)

- 7 . 募集期間に助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、システムを設置しようとする者であって、次の要件を満たす者とする。
- (1) 助成対象システムに燃料を供給するエネルギー供給事業者であること。
 - (2) 助成事業実施期間毎に同一メーカーからシステムを5台以上、合計10台以上設置でき、運転データ等の実測データを2年間取得できること。

(協力事業者)

- 8 . 協力事業者とは、本事業の参画要件(最低台数等)を満たさないエネルギー供給事業者であって、メンテナンス、緊急時対応等において実施者を補佐する事業者とする。なお、協力事業者の協力を得て設置する燃料電池については、本事業への参画要件(最低台数等)算出には参入されない。

(助成金の額)

- 9 . 財団が実施者に対して交付する助成金の額は、システム設置1台当たり600万円を上限とする。

(助成金対象経費)

- 9 . 助成金交付の対象となる経費の範囲は、システムの設置に要する費用であり、次表の通りとする。

助成金対象経費

対象設備	対象経費
燃料電池本体	燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置などの燃料電池本体の購入に要する経費
貯湯槽	回収したお湯をためるための貯湯槽の購入に要する経費
バックアップバーナー	貯湯槽のお湯で足りなくなった場合に機能するバックアップバーナーの購入に要する経費
計測機器	運転データ等の実測データを取得するための計測機器の購入に要する経費
配線・配線器具の購入・据付	配線・配線器具の購入及び据付に要する経費
配管・配管器具の購入・据付	配管・配管器具の購入及び据付に要する経費
工事に関する費用	システムに係る機器の据付及び工事に要する経費及び上記システムの据付に伴って必要となる改修工事等に要する経費

(応募の方法)

11. 申請者は、定められた募集期間中に次の手続きに従って応募する。
- (1) 交付申請書を募集期限までに財団に提出する。
 - (2) メーカーからシステム提供確認書を交付申請書に添付し提出する。
 - (3) 経理状況説明書（最近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）を交付申請書に添付し提出する。
 - (4) 定款又は寄付行為を交付申請書に添付し提出する。

(交付先選定方法)

12. 交付の選定にあたっては、財団内に設置した委員会において、特に以下の事項等に重点を置き審議し、交付先を決定する。
- (1) 助成事業の内容が、交付規程及び応募要領の要件を満たしていること。
 - (2) 申請者の事業内容、実施体制、メーカー選定理由等が適切であること。
 - (3) システム設置先（設置先が未定の場合は、その先選定方法）等が適切であること。

ただし、応募に係る助成金額の合計が予算の範囲を超えるときは、設置件数の絞込みを行う場合がある。

(交付の決定)

13. 助成金を交付すべきものと認めるときは、交付決定通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。なお、交付決定に際して必要な条件を付することができる。

また、助成金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

(詳細データを取得する設置先の決定方法)

14. 詳細データを取得する設置先は、交付決定時において実施者とメーカー毎に2ヶ所のシステムを指定する。

なお、交付決定時に設置先がすべて決定していない場合は、実施者はこれが決定した時点で、指定する書式により設置先一覧表を財団に提出するものとし、財団は一覧表より2ヶ所を選定して、詳細データを取得する設置先として指定する。

(契約)

15. 助成事業に係る発注等は、交付決定後において、競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、3社以上の競争により発注先を決定するものとする。

また、実施者は、助成事業を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとするときは、この規程に定める事項を内容とする契約を締結しなければならない。

(助成事業の経理等)

16. 助成事業の経理については、助成事業以外の経理（請求書、領収書等の帳票類を含む）と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

(助成事業の計画変更)

17. 助成事業の計画変更は、次に該当する場合のみ認める。ただし、次期の設置件数の台数割り当てにおいて考慮することがある。

(1) 設置件数を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の完了日を変更しようとするとき。（完了日を早める場合の計画

変更は不要。)

- (3) 助成事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (5) その他

(助成事業の完了)

18. システムを設置し、居住などしており、初期データが取得でき、実施者からメーカー等へ助成対象経費の支払が完了した時を持って、助成事業の完了とする。

(実績の報告)

19. 実施者は、助成事業が完了したときは、次の書類を添付して実績報告書を財団に提出すること。ただし、期末実績報告書に添付した書類は省略することができる。

- (1) 助成対象経費の支払を証明する領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) 初期運転確認を行うための初期データ
- (4) 取得財産等管理明細表
- (5) 応募要領に記載されている助成対象システムの要件を確認できる資料を添付のこと。

(期末実績報告書)

20. 実施者は、交付決定において認めた助成事業実施期間内に助成事業が完了しないことが見込まれる場合は、計画変更の承認を得た上で当該期間の末日までに期末実績報告書を財団に提出すること。

なお、期末実績報告書提出までに助成事業の一部が完了したシステムについては、次の書類を添付して財団に提出すること。

- (1) 助成対象経費の支払を証明する領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) 初期運転確認を行うための初期データ
- (4) 取得財産等管理明細表
- (5) 応募要領に記載されている助成対象システムの要件を確認できる資料を添付のこと。

(助成金の額の確定)

21. 財団は、実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じ現地調査等

を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、実施者に速やかに通知する。

なお、額の確定に当たっては、関連会社からの調達分の利益相当分の排除、商社の手数料等の排除等を行う。

(助成金の精算払い)

22. 実施者は、助成金の額の確定後、精算払い請求書を財団に提出する。

財団は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）から支払を受けた後、速やかに実施者に助成金を支払う。

(助成金の概算払い)

23. 実施者は、期末実績報告書提出までに助成事業の一部が完了したシステムについては、概算払い請求書を財団に提出をすることができる。

概算払いについては、必要があると認める場合に機構から支払を受けた後、速やかに実施者に助成金を支払う。

(取得財産の管理及び処分の制限)

24. 実施者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けなければならない。

2 実施者は、処分制限された取得財産等についての管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

3 実施者は、処分制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは、収入金報告書を財団に提出し、財団の請求に応じその収入の全部又は一部を財団に納付しなければならない。

(定期・評価データ取得項目)

25. 定期報告データ及び評価データ報告のデータ取得項目は次のとおりとする。

一般データとしては(1)～(6)の項目とし、詳細データとしては(1)～(8)の項目とする。

(1) 燃料電池発電量

- (2) 燃料電池受電量
- (3) 燃料電池燃料供給量 (高位発熱量)
- (4) 燃料電池熱回収量
- (5) 発電時間
- (6) 故障内容 (故障部位、対応方法、原因等)
- (7) 燃料電池電力供給量
- (8) 燃料電池湯供給量

(評価データ報告)

26. 実施者は、システムを設置し、初期データを取得した日以降に最初に到来する9月1日から15日まで又は3月1日から15日までの期間に一般データ又は詳細データを取得し、取得期間の末日の翌日から起算して5日以内に評価データ報告書を財団に提出しなければならない。

また、評価データを定められた提出期限までに提出できない場合は、あらかじめ評価データの提出できない旨の理由等を記載し、財団に報告しなければならない。

(定期報告)

27. 実施者は、実績報告書又は期末実績報告書の提出の翌月の1日から2年間、定期データ取得項目に掲げるデータのうち一般データは、交付決定に基づいて設置したすべてのシステム (交付決定において財団がシステムのメーカー毎に指定する2ヶ所のシステムを除く。) において又詳細データは、交付決定において指定する2ヶ所のシステムにおいて取得しなければならない。

なお、取得したデータは、四半期の最終月の翌月20日までに定期報告書を財団に提出しなければならない。

また、財団の指定するシステム以外の設備について、詳細データを取得して報告を行うことを妨げない。

(定期報告の停止の承認)

28. 実施者は、定期報告を停止するときは、あらかじめ定期報告停止承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(取得データ等の取扱)

29. 取得データ等の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 評価データ報告を受けたデータについては、メーカーと実施者の組毎に

効率性能、信頼性能、耐久性性能等の評価・検討を行い主として次期の設置件数の台数割り当てにおいて考慮するほか、機構に報告するとともに、公表するものとする。

評価は A、B、C、D の 4 段階評価により、A 評価の組についてはホームページ(<http://www.nef.or.jp/>)で公表する。

- (2) 定期報告を受けたデータについては、効率性能、信頼性能、耐久性性能等の評価・検討を行い、機構に報告するとともに、燃料電池の導入・普及に向けた情報として共有を図る。

(調査)

30. 実施者は、財団が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- また、財団が必要があると認めるときは、機構の職員又は経済産業省の職員を立ち合わせることができるものとし、実施者はこれに応じなければならない。

(協力)

31. 財団は、助成事業の円滑なる運営を図るため必要があるときは、実施者等に対し協力を求めることができる。

(事業実施の確実性)

32. 助成金の有効利用の観点から、申請者は計画変更等が生じないように全体計画をよく吟味し申請すること。交付決定後、申請者の都合により設置件数の減少や辞退及び完了日を延長した場合、次期の設置件数の台数割り当てにおいて考慮することがある。

(助成金の返還、取消し、罰則等)

33. 実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 交付規程第 17 条の規定による交付決定の取消し並びに交付規程第 18 条の規定による助成金等の返還及び加算金の納付。
- (2) 機構及び財団は、相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わ

ないこと

(3) 機構及び財団は、実施者等の名称及び不正内容を公表

付則

この応募要領は、平成17年度定置用燃料電池大規模実証事業について適用する。